

# 保育士資格の取得を考えている方・ 保育士資格を取得し働き始めた方へ

## 🌸 保育士等修学資金の貸与について 🌸

綾部市では養成施設を卒業後、1年以内に綾部市内で保育等の業務に従事しようとする意思をお持ちの方を募集しています。

- 貸与金額は、1学年につき100万円を限度として2学年分までです（無利子です。返還免除の制度もあります）。
- 対象者は、保育士等の養成施設に在学中の方 又は、入学することが決まっている方です（令和4年度は新入学生対象です）。



## 🌸 UIターン者で綾部市内の保育所等に就職された方 への家賃等の補助について 🌸

市内の保育所等に就職されたUIターン者及び新規学卒者に対して、家賃等の一部を補助します。

- 補助金額は、月額上限3万円で、期間は2年以内です。
- 対象となる方
  - ・ 綾部市の住民基本台帳に記載されている新規学卒者又はUIターン就職者
  - ・ 保育士、保育教諭、管理栄養士、栄養士で一定の資格要件を満たす方
  - ・ 令和4年4月1日以降に保育所等（公立園を除く）に正職員として就職して、借家等を借り上げて家賃等の支払いがある方

## Q.綾部市保育士等養成支援事業(修学資金貸与)とは…?

A.保育士または保育教諭の養成施設等を卒業後、1年を経過する日までに綾部市内の保育等の業務を行う事業所で、保育士または保育教諭として保育等の業務に従事する意思をお持ちの方に、養成施設等の修学に要する資金を貸与する事業です。

### ★対象者 次のいずれにも該当する方

- ・保育士または保育教諭の養成施設等に在学中の方、又は入学することが決まっている方（ただし、令和4年度は新入学生が対象です）
- ・保育士または保育教諭の養成施設等を卒業後、1年を経過する日までに、綾部市内の保育等の業務を行う事業所で、保育士または保育教諭として、その業務に従事する意思をお持ちの方

### ★貸与の金額・期間 1学年につき100万円を限度として貸与期間は2学年分まで

（ただし、養成施設等の入学金及び授業料の合計の範囲内）

### ★貸与の方法 一括又は、上半期・下半期の年2回に分けての申請者本人の指定口座に振込

（ただし、10月以降に申請があった場合は、一括で振り込みます。申請期限は各年度12月末までです。）

### ★返還の免除について

保育士または保育教諭の養成施設等を卒業後、1年を経過する日までに、綾部市内の保育等の業務を行う事業所に正規職員として雇用され、引き続き3年間、同一の市内の事業所（同一法人内を含む）で、保育士または保育教諭としてその業務に従事されたとき

※1年を経過する日までに業務に従事されなかった場合などは、返還が必要です。

## Q.綾部市Uターン福祉人材確保事業(家賃等の補助)とは…?

A.綾部市に転入し市内の福祉事業所に再就職した方に家賃等の補助を行う事業です。こども支援課では、保育士又は保育教諭の方の受付を行っています。

### Q.補助金の額は?

A.支払った家賃等の月額から、事業所が支給する家賃等に対する補助額を差し引いた額（千円未満は切り捨て）です。ただし、上限額は交付から1年以内は3万円、1年を超え2年以内は2万円です。

### Q.補助金の交付方法は?

A.前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の実績報告により、年2回に分けて指定口座に振り込みます。

申込・問い合わせ

綾部市 福祉保健部 こども支援課 子育て担当  
〒623-8501 綾部市若竹町8番地の1

☎0773-42-4252（直通）